第七 本会々員ハ図書縦覧所ニ就キ相共ニ研磨修養ヲ怠ラザルベ

キコト

第八 本会々員ハ無益ノ勧化寄進ハ断ジテ謝絶スベシ

但シ公共慈善ノ事業ト認ムル時ハ団体トシテ応分ノ寄進助力

第九 ハ先輩ノ士ヲ招キ有益ノ講演ヲ求ムベキコト 本会々員ハ時々集会シテ智徳ニ関スル通俗講話会ヲ開キ或

ヲ為スベキコト

第三章 会 員

第四条 一、正会員 本会員ハ左ノ通リ区別ス 二、名誉会員

第五条 正会員ハ十五歳以上四十歳以下トシ之レヲ左ノ三部ニ分ツ

青年部(二十一歳以上三十五歳以下) 壮年部〔三十六歳以上四十歳以下〕

三 少年部〔十五歳以上二十歳以下〕

ニ対シテ特別助力セラレ本会長ノ推薦ニ依ル氏ヲ以テス

名誉会員ハ正会員ニシテ満期退会シタルモノ及ビ特ニ本会

第十四条

得

山王町在住者ニシテ正会員ノ資格アルモノハ故無ク入会ヲ

但シ役員会決議ノ上至当ト認メタル以上ハ此ノ限リニアラズ

拒ミ又ハ退会スルコトヲ得ズ

第四章 役 員

第八条 本会ハ左ノ役員ヲ設ク

一、会長一名 二、副会長一名

三、幹事二名 四、会計一名

五、 部長三名 六、 組長若干名

第九条 会長ハ当町在住者ヲ以テ推選ス

組ニ於テ選挙スルモノトス

第十条

副会長幹事及会計ハ青年部ニ於テ相互選挙セシメ組長ハ各

第十一条 部長ハ各部ニ於テ選挙ス場合ニ依り正副二名ヲ設クルコ

トアルベシ

第十二条 役員ハ総テ名誉職ニシテ当選者ハ正当ノ事由ナク辞任ス

ルコトヲ得ズ

第十三条 役員ノ年限ハ会長ヲ除ク外各一年ニシテ再選スルコトヲ

ノトス

能ヲ有スルモノトシ副会長ハ会長ヲ補佐シ会長代理ノ資格アルモ

会長ハ本会ノ代表者ニシテ本会ニ関スル一切ノ責任及権

第十五条 任処理シ各々其責ヲ負フモノトス 幹事及ビ会計ハ会長ノ命ヲ受ケ全会ノ会計及ビ庶務ヲ担

第十六条 部長ハ各部一切ノ責任ヲ負フモノニシテ組長ハ各組員ノ

進退ヲ管督シ一切ノ責任ヲ帯ブルモノトス

第十七条 本会役員ハ総テ議決権ヲ有スルモノトス

第五章 集

セテ入会退会ノ式ヲ行フ

第十八条 本会ハ毎年一月定期総会ヲ開キ庶務会計ノ報告ヲ行ヒ併

但シ会長ニ於テ必要ヲ認ムルカ或ハ役員会ノ決議又ハ会員三十 名以上ノ請求アルトキハ臨時総会ヲ開クコトヲ得

第十九条 各部員ハ毎月必ラズ一定ノ日集会シ談話会或ハ協議会ヲ 開催スルモノトス

第二十条 本会役員ハ毎月一回役員会ヲ開クモノトス

但シ会長ニ於テ必要ヲ認ムル時ハ臨時会ヲ開クコトアルベシ

但シ会長ニ於テ必要ヲ認ムルカ或ハ役員三名以上ノ請求アル時

ハ臨時会ヲ開クコトアルベシ

第六章

計

第二十一条 ニ充ツルモノトス 本会々員ハ各自ノ不用品ヲ持参シ売却シ以テ通常経費

但シ場合ニ依リ特ニ金円ヲ徴収スルコトアルベシ

第二十二条 通常経費ノ剰余或ハ本会ニ於テ経営スル事業ノ益金ハ

総テ予備金ニ加入スルモノトス

第二十三条 本会ニ対シ金員或ハ物品ノ寄贈アル時ハ受理シ記録ニ

載シテ永ク芳名ヲ紀念ス

第二十四条 本会一切ノ財産ハ総テ会長之レガ管理ノ責ニ任ズ 但シ本会ハ之レヲ強フルガ如キ行為ハ断ジテ有ルベカラズ

第七章 賞 罸

第二十五条 本会員ニシテ会ノ為メニ尽力シ或ハ模範タル可キ行為

アル時ハ感謝状或ハ金品ヲ賞与シ常ニ特別ノ待遇ヲ付与シ一般会

員ハ尊敬ヲ表スルモノトス

第二十六条 本会々員ニシテ規約及会則ヲ無視シ風紀ヲ乱シ或

廉耻ノ行為アルカ又ハ国法ニ触レタル者ハ退会ヲ命ジ同時ニ一切

ノ社交ヲ断ツモノトス

但シ悔悛ノ情顕著ナル時ハ再ビ入会ヲ許スモノトス

第八章

付

則

第二十七条 本会則ニ対シ改正ノ必要アル時ハ総員ノ半数以上出席

第二十八条 事ヲ得ズ シ尚出席員数ノ五分ノ四以上ノ賛成者アルニ非ラザレバ変更スル 役員及会員氏名〔大正四年現在〕 細則ハ随時規定スルモノトス

ハ破

壮年 青年部 仝 副 青年組長 会 会 会 部 長 事 計 長 長

大久保 鳥 鈴 清 山 高 卯 石 石 山 武 古 小 木 原 海 井 木 井 本 藤 田 口 部 出 木 幸右衛門 初五 雷太郎 万 七 寅 吉 留 良 吉

源次郎 郎 吉 吉 吉

> 少年 同 仝 仝 仝 副部長 一部長

組 長

小 亀 坂 竹 今 金 北 武 高 小 石 大 石 小 村 田 井 井 沢 吉之助 邦之助 保二 Æ Ŧi. 郎 吉 郎 吉 吉 吉 吉 治 吉

小 古 飯 金 石 宮 小 鈴 鈴 有 小 石 西 井 沢 卷 部 田 Ш 木 木 与喜蔵 金太郎 丑五郎 源次郎 栄太郎 専太郎 万 広 菊次郎 伝 初 福 浦 光 太郎 五郎 吉 英 吉

西ケ谷 尾小 後 小 相 中 林 中 111 大 遠 坂 加 大 Ш 上 島 藤 卷 原 沢 内 藤 田 沢 藤 藤 野 沢 本 甚太郎 八五 友次郎 竹 長 梅 政 文 利 太郎 郎 吉 吉 吉 吉 吉 郎 松 助

111
甲
XH:
進
102
1大
111
12

		- } I	生 名量术 月月山阜	で名者をも作って	T THE I	作情	1
		一合革	可即覧目戊度比妥	テ刊スレ処肓之侯間反周퇅頂卸参与ニ共侯ニ寸卸覧目戊度比段	区周丰百	英里克	トンテ引スレル旨ク
		野ノ両村ニ接ス	キ視察上大ニ参考	タル処事務整理ハ行届キ視察上大ニ参考		ヲ取調へ	ク役場事務ノ一斑ヲ
リ西南ハ明神岳ヲ馬シテ足柄下郡仙石原宮城	明神岳	西北ハ北足柄村ニ隣リ西南ハ	ハ実ニ感服ノ外ナ	ヲ補佐シ共ニ自治ヲ講究シツヽアル	一自治ヲ	シ共っ	当リ村長助役ヲ補佐
ハ岡本村ニ接シ東北ハ福沢村	シ東南	本村ハ足柄上郡ノ西南端ニ位、	同一致能 ク其任ニ	名誉職諸氏ノ共同	で員及と	ル処恵	ニ出張視察ヲ為シタル処吏員及ヒ名誉職諸氏
		一位置	足柄村ノ両村役場	上郡共和村及南日	た 足板	产指	サレ去ル六日出発県庁指定ノ足柄上郡共和村及南足柄村
		一納税	具視察員ニ選定致	/実行セラレ当職#	刊視察ヲ	宣町村	今般本県下ニ於テ相互町村視察ヲ実行セラレ当職其視察員
本村ニ於ケル条例及ヒ規程	_	一産業概況		上郡	村村視	南共和	三0 足柄上郡
般ノ施設及状況		一土地			ţ	Ę I	
民風ノ作興改善ニ関スル各	′ _	一議員選挙	年) 大磯町役場蔵)	(明治四三-大正九年)	-	地方改良会書類」	(「地
民業奨励及発達ノ状況	_	一 人情風俗			清太郎	村	Ш
教育	_	一 役場吏員	藤米吉	斎	一蔵	島六	小
衛生	_	一区画	留吉	村	嘉三郎	島	小
村事業振興ノ状況		一 広袤	木浦吉	大	春吉	井	石
村有財産増殖及保管	_	一沿革	出国吉	東	貞治	口	山
事務整理ノ状況		一位置	内梅太郎	竹	庄吉	田	柴
	安	足柄上郡南足柄村視察事項概要	井 伊三郎	平	市	木米	鈴
		町会議員					少年会員
大磯町長 中川隣之輔		明治四拾四年八月拾弐日	熊吉	林	蔵	井七	浅

本村ハ古ヨリ苅野庄ト称シ足柄上郡ニ属シタリシガ天明明応ノ傾

寛永年旧ニ復ス其後延享四年ヨリ明治元年迄小田原藩主大久保氏 相模国ヲ三分シ西中東ノ三郡トスルニ当リ西郡ニ属セシモ後元和 , 所領ナリシカ 〔延享四年以前ハ大森北条大久保阿部稲葉諸氏ノ

所轄ニ属ス〕明治元年四月小田原知事ノ管スル所トナリシカ仝四

年七月小田原県ニ仝年十一月足柄県ニ移リ仝九年四月ヨリ神奈川

県ノ所属トナリ

広袤

繞ラシ東南ノ一面 本村ハ東西弐里半南北壱里半ニシテ地勢三方高ク山岳丘陵ヲ以テ 一帯ニ低下シテ田圃遠ク展開ス

泉区弘西寺区苅野区之レナリ

本村ハ分ケテ九区トス関本区中沼区狩野区飯沢区猿山区雨坪区福

区画

村長助役収入役書記四人常設委員五人村医壱人ニシテ現村長実方 役場吏員

事務ヲ鞅掌シ議員常設委員等挙ゲテ村長助役ヲ補佐セシヲ以テ村 徳三郎氏ハ明治卅九年四月就職以来外交ヲ主トシ助役ハ総テ役場

治頗ル円満ニ進行シ居レリ

人情風

醇朴ニシテ公共心ニ富ミ共同一致ノ美風アリ新事業ノ発表アルヤ

原野千五拾八町九反拾歩

仝 仝 仝

参百六拾弐円五拾六銭

雑地千七百廿四町九反弐畝廿歩

宅地拾壱万八百弐拾七坪

際ハ協力防禦ノ事 熱心ニ調査講究シテ実行ヲ遂ケ就中青年会員ノ如キ昨年大洪水ノ ニ当リ又仝窓会員ハ学校事業ニ熱心シテ現今学

校基本金五千円ヲ蓄積スルニ至リシハ全ク仝会員ノ努力ニ基クモ

ノナリ

議員選挙

選挙人ノ数ハ衆議院議員百九拾七人郡会議員参百廿六人村会議員

四百参拾五人也

議院議員選挙ノ際大検挙アリシ以来 元来足柄上郡ハ選挙ノ度毎ニ激烈ナル競争運動起リシカ 一般ニ其非ヲ悟リタル為メ 一昨年衆

致ノ行動ニ傾キタリト云フ

土地々目別反別地価左ノ如シ 土地

田弐百廿九町八反八畝九歩

地価金九万七千四百拾四円八拾

五銭

仝 壱万七千五百八拾八円四

畑百七拾八町

一反九歩

銭

参万五千参円六拾八銭

四千七百拾九円弐拾銭

墓地五町六畝七歩

産業概況

主タル農産物ハ穀類ニシテ副産物トシテハ煙草次ハ養蚕ナリ其ノ 種別産額ヲ挙クレハ左ノ如シ

此収穫高四千百参拾八石

糯米

作付反別弐拾弐町九反歩

粳米

作付反別弐百六町九反歩

陸米 此収穫高参百参拾六石四 作付反別壱町歩

大麦田作付反別参拾五町五反歩 此収穫高拾石

此収穫高参百九拾石五斗

大麦畑作付反別拾町歩

此収穫高六拾石

裸麦田作付反別七拾参町八反歩 此収穫高六百六拾四石弐斗

小麦田作付反別拾八歩

此収穫高百六拾弐石

小麦畑作付反別百弐拾参町歩

此収穫高弐百七拾壱石四斗

参百八拾壱石価格金壱万参千九百弐拾円ニ達ス夏秋蚕ノ飼養戸数 春蚕飼養ノ戸数ハ参百八拾戸掃立枚数ハ参百四拾枚ニシテ収穫量 参百八拾弐戸掃立枚数ハ弐百拾枚収穫高ハ八拾弐石六斗此価格

シテ収穫量八千拾六貫九百目此価格金九千百弐円五銭柑橘反別弐 弐千六百弐拾円ニ達ス又煙草耕作反別ハ拾六町六反九畝廿八歩ニ

町歩収穫量六百俵此価格六百六拾円也

本村ニ於ケル地租納税人員ハ六百九拾参人地租額六千六百弐拾九

円四拾弐銭所得税人員ハ七拾六人税額六百八拾四円六拾銭醤油税

弐拾壱円県税納税人員七百拾参人税額四千九百弐拾壱円卅三銭五 納税人拾四人税額七百五拾六円三拾八銭売薬税納税人員四人税額 厘村税納税人員六百九拾参人税額六千九百七拾壱円壱銭九厘ナリ

位ニテ関本ハ農商相等シ旧矢倉沢往還ナルヲ以テ交通頻繁ナリ而 本村ハ一般ニ富祐ト云フ程ニアラズ大字関本ヲ除クノ外ハ皆農本 シテ付近村落ノ需給ハ関本ヲ中心トス商業機関トシテハ共給株式

年会員其他ノ団体ニ気脈ヲ通シ万般ノ件ヲ討議講究スルヲ以テ随 本村経済ハ年々歳々膨脹シツ、アルモ平素村長初メ議員諸氏ハ青

会社〔資本金五万円〕大雄銀行〔資本金拾万円〕ノ二行アリ

テ村長ノ信任厚ク誰壱人トシテ異議ヲ唱フルモナク諸税ノ如キモ

円満ニ納税ス

事務整理ノ状況

役場員ハ前記ノ如ク村長以下助役収入役各壱名ト書記四人アリ村

事務ヲ分掌シ書記一同能ク助役ノ命ニ従ヒ整理一般ニ行届キ居 長実方徳三郎氏ハ一切ノ事務ヲ執ラズ専ラ外交ニ任シ助役以下

1]

村有財産ノ増殖及保管ノ状況

本村ハ以前村財産ト学校基本財産トシテ積立ヲ為シ居リタルモ

途村財産ヲ積立ツルノ必要ナシトノ議起リ其財産ヲ学校基本財産

ノ積立テアリ明治四十一年度ヨリ基本財産増殖ノ一法トシテ秋穫 ニ繰リ入レ現今学校基本財産トシテ金四千九百弐円四銭ナル多額

シ以後毎年実行シツ、アリ其寄付方法ノ内容ヲ聞クニ最高玄米参 ノ際村内一致共同シテ毎年玄米五拾俵内外ノ寄付ヲ成スコトニ決

カ期日ヲ定メテ取集メ校長ノ手許ニテ公売法ニ依リ処分スト云フ 斗四升最低壱升弐合ニシテ其徴集方法ハ南足柄村小学校同窓会員

其売上金ハ共給株式会社ト契約シ年七分ノ利率ヲ以テ定期預金ト

シ村長之ヲ保管ス

村及小学校基本財産植林

村基本財産林 小学校樹栽林 六拾七町四反七畝九歩

壱町四畝廿六歩

松四千四百本 杉参千百本

明治卅八年着手 四拾弐年結了

△村有基本財産

地方改良基金村有山林経常基本金

山林

六拾七町四反七畝九歩 金壱千円

保護義会寄付

金参百円

金壱百円 金七百円 神社基金 青年会基金 金五百四 金壱百円

校舎建築準備金

全分会基金

△村有小学校基本財産

山 林

基本金

金参千六百四 壱町四畝廿六歩

金八百四拾壱円八拾七銭

蓄積米積立金

生徒報恩金

金百拾円拾銭

寄付金其他

村事業振興ノ状況

金参百五拾円拾七銭

現今村事業振興策トシテ特記スヘキモノナシト雖モ徐々ニ村有山

林ニ植林ヲ成スニ決定シ居レリ

衛生

天然雑木

病舎ハ苅野ニ骰ケアリ衛生状態ハ特ニ記スベキ徳ナキモ第一隔離病舎ハ関本ニ第二隔離

一教育

合計六百七十四人ニシテ昨年度ハ就学歩合一ニ不良ナリシヲ以テ徒尋常科男三百十一人女二百八十一人高等科男六十弐人女二十人校ヲ小学校内第一分校ヲ苅野ニ設置ス生徒数ハ尋常高等小学校生四分校ヲ福泉第五分校ヲ苅野ニ設置ス生徒数ハ尋常高等小学校生教育上ノ設備トシテハ尋常小学校ノ外ニ実業補習学校五校アリ本教育上ノ設備トシテハ尋常小学校ノ外ニ実業補習学校五校アリ本

補習学校ノ如キハ各分校トモ殆ンド欠席ナク好成績ヲ挙ゲ居ルハ女九十八人○四分男九十九人○八分ノ成績ヲ得タリ

郡長自身出張督励シ義務教育ノ完了ヲ告ゲシムル為メ学童保護義

会ナルモノヲ設ケ保護救助セシヲ以テ本年度ハ就学歩合百人ニ付

一 民業奨励及発達ノ状況 偏ニ村長校長等ノ熱心指導セルニ基クモノナリ

ニハ其ノ実行ヲ見ルベシ

郡内ノ一弐等地ニ位ス目下耕地整理ノ議起リツ、アレバ近キ将来

本村水田ノ灌漑ハ全部用水ナリ田地

ハ孰レモ二毛作ナレバ足柄上

ツシモ今ハ水蜜桃ニ圧倒セラレテ売行少シ又柑橘類ノ植付奨励サレ居ルガ桃ハ廿年以前ハ他町村ニ供給サレ

民風作興改善ニ関スル各般ノ施設及状況

尚其他ノ施設方法等ハ青年会員ニ於テ講究シツヽアリ酒色ニ耽ル者ニ対シテハ会員互ニ警メ過ナキニ努ム青年会ヨリ相当ノ違約金ヲ徴セラル又青年会員ハ毎夜一同合宿シ青年会創立以来葬祭ニハ一切酒ヲ用ヰザルニ決シ若シ犯スモノハ

南足柄小学校基本財産蓄積主意書

明治卅七八年日露ノ戦役ハ実ニ我国空前ノ盛事ニシテ帝国陸海軍

ニ高等科卒業生徒ノ報恩金ヲ徴シ又篤志者ヨリ寄付セラレタル金員尚明治参拾八年度ヨリ同一ノ趣旨ト県会ノ指定トニ準拠シ尋常科並トシテ植樹ノ方法ヲ定メタリ

ヲ合セテ確実ナル銀行ニ預ケ入レ元利蓄積シ五拾ケ年間利殖セシ

共同ノ上毎年玄米五拾俵内外ノ寄付ヲナス事ニ決シ第一回ハ既ニ結 拾ケ年間村内有志者ヨリ秋穫際基本財産増殖ノ一法トシテ村内一致

ル事ニ決セリ更ニ四十一年度ヨリ小学校基本財産蓄積規程ニ定メ向

製シ壱冊ハ当村役場ニ壱冊ハ当村小学校ニ保存シ篤志者ノ寄付ニ依 歩ヲ進メハ偉大ナル成功ヲ他日ニ委スヤ必セリ依テ寄付台帳弐冊ヲ 了ス本村小学校ハ村内一般ノ賛同ヲ得テ此計画ヲ実施セリ将来愈其 ル金額氏名ヲ登録シテ其芳名ヲ伝へ役場ニ於テハ村長学校ニ於テハ

右条項因リ実行候様茲ニ署名捺印候者也(=巖) 明治四十弐年壱月吉辰

学校長永久レヲ保存スルモノトス(之脈)

南足柄小学校基本財産蓄積規程

第弐条 第 度ニ至ル拾ケ年間小学校基本財産ヲ蓄積ス 本村ハ本条例ノ規程ニヨリ明治四拾壱年度ヨリ明治五拾年 町村制第八拾壱条第弐項ニ掲クルモノ、他左ノ収入ハ基本

基本財産ヨリ生スル収入

財産トシテ蓄積スルモノトス

不要品払代(下脱) 但四十一年度ヨリ蓄積金ノ利子

> 費ヨリ繰入レ参百円ヨリ下ラサル金額トナスベシ 本村住民中特志ヲ以テ金円米穀等任意寄付スルモ 前条第弐項第三項ノ収入金額ノ参百円ニ満タサルトキ ハ村

迄ノ間第弐条及第三条ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ 公債ヲ起ス場合ニ於テハ村民ノ議決ヲ以テ其償還ヲ了スル

第四条

第五条 ハ其停止年数ニ応シ第一条ノ蓄積年数ヲ延長ス 本基本財産ハ第一条ノ期間修了ノ翌年度ヨリ其利子ヲ教育

費ニ充ツルコトヲ得

第六条 担保品有価証券ナルトキハ他ノ確実ナル銀行へ保護預ケトナスベ 確実ナル銀行ニ利子預ケトシ村長ハ預ケ金額相当ノ担保ヲ徴シ其 基本財産ハ村会ノ議決ニヨリーケ年ヲ越ヘサル期間ヲ以テ

第七条 基本財産蓄積ノ収支精算ハ毎年度ニ於テ村内ニ公告スベシ

第八条 但米穀ハ相当価格ヲ以テ売却シ現金ヲ予算ニ編入ス 基本財産トシテ蓄積スベキモノハ総テ予算ニ編入スベシ

南足柄村立小学校樹栽地趣意書

明治三拾七年八月六日文部省訓令第七号及仝月廿参日神奈川県令第 百拾七号ヲ以テ町村立小学校樹栽地ノ実施ヲ督励セラル本村ハ此趣

来セリ幸ニ本村有志ハ此挙ヲ賛シ特志ヲ以テ別記ノ通リ寄付ヲ了セ 意ヲ体シ且ツ時恰モ日露戦役中ニ属セシヲ以テ之ヲ紀念セン為メ明 以テ村有トシテ存スルモノナキヤ故ニ是カ地所ノ取得上大ニ困難ヲ テハ多少ノ区有不動産アリト雖モ町村制施行ノ際ノ連合村ニ係ルヲ 治三拾七年十二月樹栽地設定ノ協議ヲナセリ然レトモ本村各区ニ於

本ヲ南足柄小学校同窓会員ノ特志ニヨリテ樹栽シ〔明治四拾参年度 九年四拾年ノ春期ニ於テ松苗千八百三拾本杉参千七拾本計四千九百 り依テ村内多額山林所有地ニ就キ有償提供ヲ求メ山林壱町四反弐畝 売買登記ヲ完了セリ是ヨリ先交渉既ニ成レルヲ以テ明治三拾八年卅 拾六歩ヲ代金四百弐拾円ヲ以テ買収契約ヲナシ明治四十年十月卅 ニ於テハ七千本ニ達スル予定〕小学校児童ハ職員指導ノ下ニ保護手

臨ミテ一層ノ拡張ヲ遂ケ小学校基本財産ノ大成ヲ期スベキナリ 大ニ見ル可キモノアリ将来益保護ヲ加ヘテ其実績ヲ奏セシメ尚機

入ヲナシ傍ラ愛林及勤勉ノ思想ヲ涵養シ樹栽ノ成蹟亦良ニシテ前途

合段別山林壱町四畝廿六歩

訳

柳平七百十一番南足柄村雨坪字 四百三十九番 仝 仝 段別壱反九畝廿弐歩 壱反○四歩 七段五畝歩

> 右基金成立ノ趣意ヲ体シ確ク実行ヲ期ス尚後ノ当局者此ノ意ヲ継承 ス可キモノナリ依テ署名捺印候也

明治四拾三年参月

進ヲ要求スルコト切ナリ就中普通教育ノ普及改進ノ必要ハ日露戦役 国運ノ振張ト宇内ノ大勢トハ教育ニ勧業ニ兵事ニ衛生ニ益々改良上 南足柄村学童保護義金設立趣意

後義務教育延長ノ勅令ニ依リテ表明セラレ爾来就学督責ニ出席ノ奨 メニハ所謂背ニ腹ハ代ヘラレズ可憐ノ児童ヲシテ義務教育ノ完了ヲ 公ニ遂ニ半途退学ノ止ムナキニ至ルモノナキニアラス生計補助ノ為 忽諸ニ付スルニ忍ザルモ家業補助ニ実業見習或ハ自家子守ニ他家奉 二維 ト日モ足ラズト雖モ家計困難ニシテ其愛スベキ児童ノ教育ヲ

励

告ケシムルヲ得ザルニ至ルモノアリ

是ヲ以テ本村ハ明治四十三年度ヨリ本義会ヲ設立シ別紙規則 ニ拠リ

中弐百円村会ノ議決ヲ経テ本基金ニ編入セリ今後特志者ノ寄付又ハ 毎年度定ムル所ノ予算ニ拠リテ救助シ更ニ明治四十三年度計剰余金

子ヲ以テ支弁スルニ足ルノ日ニ達センコトヲ期ス

歳計剰余ヲ加へ漸次基金ノ増殖ヲ計リ以テ本義会ノ経費ハ基金ノ利

本義会趣意及規則ノ実行徹底ノ証トシテ関係役員一同左ニ署名捺印

スルモノ也

明治四十四年六月三十日

南足柄村戦役紀念小学校基本財産蓄積及管理規程

条 本村ハ戦役紀念トシテ明治三十九年ヨリ五十年間小学校基

第二条 本財産ヲ蓄積ス 本規程ニ依リ蓄積スル財産ハ之ヲ日露戦役紀念小学校基本

第三条 基本財産トシテ蓄積スルモノ左ノ如シ

財産ト称ス

小学校卒業者ノ特志ニ因ル報恩寄付金

高等科卒業者 人 五十銭 尋常科卒業者

一人 二十銭

蓄積財産ノ利子

第四条 基本財産ノ蓄積ハ第一条ノ期間内之ヲ停止又ハ廃止スルコ

トヲ得ズ

第五条 基本財産ハ第一条ノ期間終了翌年度ヨリ其利子ヲ教育費ニ

充ツルコトヲ得 基本財産ハ村会ノ議決ニ依リーケ年ヲ超エザル期間ヲ以テ

確実ナル銀行ニ利子預ケト為シ又ハ郵便為替貯金管理所へ預ケ入

ニ編入スルモノトス

第七条 基本財産ノ収支ハ預ケ入レノ場合ヲ除ク外総テ歳入出予算

ルトキハ他ノ確実ナル銀行ニ保護預ケト為スベシ

場合ニ於テ村長ハ預ケ金額相当ノ担保ヲ徴シ其担保品有価証券ナ

レ若シクハ確実ナル有価証券ヲ購入スルモノトス銀行ニ預ケ入ノ

足柄上郡共和村視察事項概要

位 置

足柄上郡ノ西端ニアリテ東南ハ川村北ハ三保村ニ接シ西ハ酒匂川

ヲ隔テ北足柄村ニ接シ西北ハ川西村ニ接続ス

沿 革

年自治制施行ト同時ニ共和村トナル其当時村長ハ井上七三氏ニシ 本村ハ町村制施行前ハ皆瀬川村都夫良野村二ケ村ニシテ明治廿参

広袤 南北参拾丁 東西弐拾五丁

テ明治参拾壱年現村長瀬戸駒吉氏就職引続キ勤続セリ

総テ坂路ニシテ山腹ニ点在セル茅舎ハ一部落ヲナシ全村合シテ十 地勢ハ四方皆山嶽ニシテ平坦ノ地トシテハ至リテ少ナク道路ハ

部落アリ

戸口 戸数ハ全戸百参拾五戸人口八百五拾四人此内訳男四百五

ト云フ 主要産物ハ薪炭類ニシテ副産物トシテハ養蚕ナリ其種別産額ヲ挙 其部落自身ニテ為スノ習慣ニテ村役場ニ於テ指図ヲナスコトナシ 村民能ク相和合シー村恰モ一家ノ如ク吉凶禍福ヲ共ニシ人情風俗 総テ村長壱人ニテ執務セリ元来本村少数ヨリ成立シタル村ナレバ 臨時出来事ノ生シタル際又ハ村長他出ノ場合ニ出勤スル位ニシテ 村長兼任ニシテ書記壱人モナシ助役岩本氏ハ名義丈ニテ出勤セズ 四百弐拾壱人其内職業ヲ区別セハ農百人工廿四人商弐人ナリトス 拾参人女四百○壱人ナリ本籍計九百四人此内訳男四百八拾参人女 ハ至ツテ醇朴ニシテ協同力ニ富ミ道路ノ修繕其他ノ事業ニ於テハ 産業概況 土地 ・ナク予選ノ候補者ハ必ラズ当選スト云フ 議員選挙 役場吏員 現村長瀬戸駒吉氏ト助役岩本房吉氏ノ両人収入役へ 宅地 畑 田 山林原野 地目別反別地価左ノ如シ 九町九段八畝廿九歩 六拾七町一段廿五歩 五町五段弐畝廿歩 党派ノ関係ナク従ツテ選挙ニ於テ一致シ分離スルコ 百拾五町参段参畝廿八歩 金九拾八円参拾五銭 モ唯壱人ノ苦情ナク円満ニ納税ス ラザルモ著敷貧富ノ差少ナク本村経済モ年々壱割以上ノ増加ナル 本村ハ寒村僻地ナレハ来往スルモノ至リテ少ナク土地 弐人ナリ 本村ニ於ケル地租納税人員ハ弐百五拾参人所得税ハ拾人営業税ハ クレハ左ノ如シ 納 村ノ資力経済 明治四十四年度歳入歳出予算〔大要〕 歳出 大 * 養 竹 ミツマ 薪 税 金壱千四百八拾七円五拾四銭 金壱千四百八拾七円五拾四銭 麦 蚕 タ 炭 価格金六千五百円 産額百六拾石 金四百弐拾円 金五百六拾円 金弐千百六拾円 弐百四拾石 財産ヨリ生スル収入

ハ豊富ニア

金五円

金拾円 金五円 使用料及手数料 収

金四円五拾銭 金壱円九拾壱銭

県

補

助

金

前年度繰越金

寄 付 金

国庫交付金

ルモ三拾壱年以来勤続ノ村長ナレハ事務ニハ精通シ且ツ勤勉家ナ 数ナル諸帳ナルモ村長壱人ニテ万端ノ事項ヲ取扱フハ容易ナラサ 戸籍簿弐冊ヲ有スル丈ニテ他ノ諸帳簿ハ皆壱冊ニテ足レリ仮令少

ルヲ以テナリ斯ク整理行届キアルニ名誉職名簿ノ調製ナキハ遺憾

金拾円

県 交付 金

村 税

計金壱千四百八拾七円五拾四銭 金壱千参百五拾円七拾八銭

歳

出

会 議 費

役

場

費

衛 教 生 費 費

金七百弐拾参円参拾弐銭 金弐拾七円六拾銭 金四百七拾参円

財産及管理費 諸税及負担

金三拾六円参拾銭 金九四八拾銭

支 出

金五円

金百九拾円

予

計金壱千四百八拾七円五拾四銭

ニ壱人モナシト云フ

金弐拾弐円五拾壱銭七厘

本村ニ於ケル条例規程中重ナルモノヲ挙クレハ左ノ如シ

反別割

基本財産蓄積条例

徴収ノ方法及状況 督促手数料条例

銭ノ滞納者ヲ出タシタル丈ニテ 告ケ組長ハ取纒メ期日前ニ完納セリ村長職以来県税ニ於テ金拾五 記シ部落組長ニ告知セシガ廿七年ヨリ正式ノ納税告知書ヲ発シタ ・モ切符ハー纒メニ其部落組長ニ配付シ組長ハ部落内ニ納税額ヲ 「納税本人期日前ニ逃亡セリ」他

税金徴収ニ付テハ明治廿六年頃迄ハ其部落内ノ納税者ノ人名ヲ連

事務整理ノ状況

役場吏員ハ前記ノ如ク村長壱人ニテ自カラ各事務ヲ取扱ヒ全戸数

百参拾六戸ノ少数ナルヲ以テ事務モ至リテ閑散ニテ諸帳簿ノ如キ

財産増殖及保管ノ状況

基本財産トシテハ明治弐拾七年以前ハ更ニ積立テナク廿七八年日 清戦役ノ際紀念トシテ公債募集ニ応シ基本財産トシテ積立テタル

ヲ始メトシ廿九年度ヨリ歳入歳出精算ノ残額ヲ基本財産ニ編入ス

ノ決議ヲ為シ卅六年九月十九日基本財産蓄積条例ヲ設ケタリ 村基本財産 現金千弐百三拾九円三拾五銭

= \equiv 仝 村 基 本 金 山林五町弐反三セ拾五歩 公債 六百五拾円

学校基本金財産 現金拾七円六拾六銭

四

学 [現金ハ川村銀行ニ定期預金公債ハ村長之ヲ保管ス] 校 敷 地 八畝歩

六 病 弐反三畝廿九歩 Ŧī.

歩此内山林五町弐反三畝拾歩ハ村有財産ノ内へ無償譲与ヲ受ケ本 皆瀬川共有林弐百参拾壱町弐反参畝拾四歩原野四拾八町一反七畝

弐畝七歩ハ皆瀬川ノ例ニ倣ヒ本年度ニ於テ無償譲与ヲナスト云フ 年四町歩余殖林ヲ有セリ都夫良野共有山林九反弐畝七歩原野五反 ハ戸籍事務ノ内出生又ハ戸籍上ニ異動ヲ生シタル際ニ左記ノ通 土木衛生教育御業抔ハ特筆スキ事項ナシ本村視察中最モ感シタ(ベ脱)

リ伝票ノ如キモノニ記入ヲナシ其伝票ヲ年度別ニシ又月毎ニ仕訳

取調フル最モ便方ナリト云フ

ケ男女ノ区別ヲ為ス該伝票ハ戸籍ノ統計表ヲ作成各徴兵壮丁者ヲ

寸

寸 凭 続戸 主 柄ノ 男又女 摘 無 要 配 氏 氏 生年月日 偶 者 名 名 籍本

共和村条例

第一条 本村内壱郡ノ特有ニ係ル財産及営造物ニ関スル事務ノ為メ

左ノ弐区ニ区会ヲ設ク

皆瀬川

二 都夫良野

第三条 第弐条 停止セラル、モノ及町村制第九条第三項ノ場合ニ当ル者ハ此限リ 区会議員ノ定員ハ各区八人トス 区内ニ住居スル村公民ハ総テ選挙権ヲ有ス但シ其公民権ヲ

557

ニアラズ内国人ニシテ公民権ヲ有シ其区ニ於テ直接村税ヲ納ムル

ヲ有ス但シ公民権ヲ停止セラルヽモノ及ヒ町村制第九条第三項ノ 一壱人ヨリモ多キトキハ区内ニ住スル公民ニ在ラズト雖モ選挙権 | ノ其額区内ニ住スル公民ノ其区ニ於テ最多ク納税スル三名ノ中

第四条 人ニシテ前記ノ場合ニ当ルトキモ亦同シ 選挙人ハ等級ヲ分タサルモノトス

場合ニ当ルモノハ此限ニ在ラズ法律ニ従テ設立シタル会社其他法

第五条 其区ニ住居スルモノニ限 区会議員タルコトヲ得ヘキモノハ村会議員ノ被選権ヲ有シ

第六条 区会議員ハ名誉職トス

第七条 処務規程ニシテ区会ニ適用シ得ヘキモノハ総テ町村制ノ例ヲ適用 第弐条乃至第六条ノ外町村会ノ組織及ヒ選挙並職務権限及

ス

、和村基本財産蓄積条例

第 条 本村ハ本条例ノ規定ニ依リ基本財産ヲ蓄積ス蓄積スヘキ金

経常歳出ヲ支へ得ル額ニ達スルヲ以テ限度トス

額ハ其基本財産ヨリ生スルーケ年度ノ収入ヲ以テ本村一ケ年度ノ

第弐条 基本財産ヨリ生スル収入ハ総テ基本財産トシテ蓄積スルモ

ノトス

第三条 前条ノ外毎年度金弐拾円以上ヲ基本財産トシテ蓄積スルモ

ノトス

第四条 公債ヲ起ス場合ニ於テハ村会ノ議決ヲ以テ其公債償還ヲ了

スルマテ年度間蓄積ヲ停止ス

第五条

第六条 基本財産ノ収支精算ハ毎翌年度ニ於テ之ヲ本村会ニ報告ス 基本財産トシテ蓄積スベキモノハ総テ予算ニ編入スベシ

ルモノトス

(「地方改良会書類」(明治四三―大正九年) 大磯町役場蔵)

中郡大山町戊申詔書奉読式挙行等関係

Ξ

書類 (1-13)

(-)

第四五四号

通

牒

明治四十二年十月廿五日

什

長 殿

大山町役場

致シ候条可成一戸一名ツ、ハ参列相成候様無洩一般へ通知方御取斗 長節ヲ期シ午前十時ヨリ大山小学校ニ於テ左記 本県訓令第十一号戊申詔書奉読規定第二条ニ基キ来十一月三日 御詔書奉読式施行 ノ天

(=)

第四八二号

通

牒

明治四十二年十一月十八日

戊申詔書奉読式

相

成度候也

但町会議員各教導職什長等ハ参列相成候様致度候

右御詔書対揚ニ関スル講話等モ可有之候

記

抑モ戊申詔書御発布ノ聖旨ハ申ス迄モナク戦勝国ノ民衆ニアリテハ

行ニ存シ而モ民資充実ニ由テ之レヲ大成スルコトヲ得ベシトノ義ニ テ深ク大御心ヲ傷マサセ賜ヒ国力増進ノ基ハ国民自強ノ精神ト其実 其余栄ニ駆ラレ動モスレバ或ハ浮華ニ陥リ或ハ奢侈ニ流レ安キヲ以

外ナラズト確信ス

方産業ノ発展ヲ謀リ倚ヲ以テ国家ノ進運ヲ扶翼スルハ聖詔ノ御趣意 ト風気ノ作興トヲ図リ信義醇厚ノ俗ヲ養ヒ以テ各自ノ品位ヲ進メ地 夫此際ニ於テ互ニ荒怠相戒メ以テ進取経営ノ気性ヲ養ヒ民力ノ伸暢

ノ万一ヲ対揚スル所以ノ途ナラン歟願クバ各自長ヘニ其効果ヲ挙ゲ

ラレンコトヲ

什 長 殿

候様無洩一般へ須知方可然御取斗相成度候也 テ十五日付ヲ以テ其筋ヨリ左記ノ通リ達セラレ候条各自実行致サレ 本月十三日ノ夜報国会開会ノ節御協議致シ置キ候次第モ有之候処次

左 記

スル旨先般会同ノ節演達ニ及ビ置キ候次第モアリタルニ付一般虚飾 先年来屢々通牒ニ及ビ尚本年ヨリノ送迎ハ旗幟ヲ樹ツル事ヲ必廃止 満期兵退営及新兵入営ノ際華奢虚飾ノ送迎ヲ廃止スルノ件ニ付テハ

幟ヲ樹ツルコトアランカ其弊ヤ引テ他ノ町村ニ波及可致候間其旨 ノ弊風ヲ除去シ得ベキコト、相信シ候へ共若シ一部ノ送迎ニシテ旗

般人民ニ周知ノ上右旨趣実行方特ニ留意可有之候

追テ在郷軍人ノ団体旗ハ本文ノ限リニ無之候ニ付此段申添へ候也

(三)

町政上最モ重ク且ツ須要ナルハ納税事務ノ整理確実ナルト其方法ノ

宜キヲ得タルニ如クハナシ若シ夫レ一朝之ヲ紛乱センカ町民ノ自治

第二六号

政何ニ頼テカ其全キヲ保ツヲ得ンヤ爰ニ戊申御詔書ノ御趣意ヲ奉戴

大山町役場

シ先ツ其端緒トシテ納税貯金組合ヲ設ケ以テ本月ヨリ実行セントス

フ 諸君此意ヲ諒セラレ凡ソ左ノ規約ニ基キ各自御実行アランコトヲ乞

納税予納貯金組合規約標準

第一 スル者ヲシテ月掛又ハ日掛方法ニ頼リ其応分ニ貯金セシムルモ 条 本規約ハ納税予納組合規約ト称シ当大山町役場部内ニ居住

順次隔番方法ニ依リ集金シ銀行又ハ郵便局へ預ケ入ル、モノトス 但組合部落ノ情況ニ依リ便宜ノ方法ニ倚ルハ妨ケナシ 本規約ハ旧来ノ組合部落ヲ以テ一区域トシ毎月若クハ毎日

第二条

ŀ

第三条 シ貯金スルコトヲ得ルモノトス此場合ニ於テ集収シタル金額ハ直 本規約ハ組合部落ノ情況ニ依リ或ル一定ノ時期ニ於テ集金

第四条 ニ第二条ノ手続キヲ履行スルモノトス 本規約ハ其組合部落ノ情況ニ依リ春夏両大祭ノ時期ニ於テ

適当ノ出金ヲ為シ平素ノ積立金ニ加 へ各自一ケ年ノ負担納額ニ充

ツベキ金額ヲ貯金スルモノト

第五条 本規約ハ互ニ私情ヲ捨テ能ク協同一致シテ其積立ヲ励行ス

モノトス

一戸ノ積金月掛ハ毎月五銭以上トシ日掛ハ各自ノ適宜トス

以 上

> 明治四十三年一月 В

(「回議級」

(明治四○年—) 伊勢原市役所蔵

等規約 (1-5)

戊申大詔紀念高座郡相原村勤

倹貯蓄組合

≣

(-)

第 条 戊申大詔紀念相原村勤倹貯蓄組合規約 本組合ハ戊申ノ 聖詔ヲ奉ジ勤勉ノ利潤ト節倹ノ余財トヲ

貯蓄シ独立自営ノ基礎ヲ鞏固ニシ一家一郷ノ繁栄ヲ計ルヲ以テ目

的トス

第二条 本村内ニー戸ヲ構フルモノハ最寄組合ニ加入スルノ義務ア

ルモノトス

第三条 本組合ハ戊申大詔紀念相原村勤倹貯蓄組合ト称シ左ノ六区

第一区相原上 第二区相原下 第三区橋本 第四区小山上

第五区小

ニ分ツ

第四条 山下 第六区清兵衛新田 組合員ハ第一条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ各項ヲ遵守スル義

務アルモノトス

老幼男女ノ別ナク時間ヲ徒費セザルコト

560

大山町役場

六

誕生髪置、

袴着、

裳着、

婚嫁ノ祝賀ヲ紀念セル為メ費用ノ内

 \equiv 九 六 Ŧi. 四 七 早起夜業ハ必ズ励行スルコ 祝賀式ノ外可成酒ヲ用ヒザルコ 衛生ヲ重ジ健康ヲ増進スベキコト 公私ノ集会ニハ時間ヲ厳守スルコ 吉凶相慶弔シ艱難相済ヒ交誼ヲ厚クシ親睦ヲ主トスベシ 職業ニ精励シ副業増進ヲ計ル 租税公課ノ納期ヲ経過セシメザ 分度ヲ守リ虚飾ヲ戒ムベキコト 町村自治ノ円満発達ヲ図ルベキコト

N

コトニ心掛クベキコト

送迎慰労会ニハ虚飾ヲ避クベキ

第五条 得 ?タル上挙行スルコト 組合員ハ左ノ種類ノ収入ハ必ズ貯蓄スベキモノトス

村社ノ祭典以外ニ村内ノ興行ハ村会議員及重立者ノ承認ヲ

相当ノ時機ニ於テ一定ノ時間夜業ヲナシテ得タルモノ

Ξ 米麦其他ノ収穫時ニ於テ収穫品ノ内若干 春秋両季屑繭代ノ内若干

五. 四 塩水撰ニ依リ節約シ得ベキ麦籾ノ量 紙屑空壜等ノ代金

第六条

コト

職トシ其任期ハ四ケ年トシ満期ノ前日改選シ補欠ハ直ニ選挙スベ 互選ヲ以テ区長一名ヲ置ク組合長ハ区長ノ選挙トス右役員ハ名誉 組合ノ事務ヲ取扱フ為メ組合長一名ヲ置キ又各区組合員ノ

第七条 ニ属スル分ハ其都度差出シ又都合ニ依リ自ラ預ケ入レタル場合 積立金ハ毎月一回通帳ヲ添へ区長ニ差出スベシ臨時ノ収入

第八条 高ヲ組合長ニ報告スベシ 区長ハ組合員積立金台帳ヲ作リ各口座ニ記入シ毎月末預入

其金高ヲ区長ニ届出ヅベシ

第九条 組合長ハ貯金台帳ヲ備置キ送付ヲ受ケタル都度之ニ記入シ

第十条 毎年二回一覧表ヲ作リ村長ニ報告スベシ 組合員ハ区長ヲ補佐シ区長ハ組合長ヲ補佐シ常ニ一致協力

第十一条 積立金ハ郵便貯管理所ニ預入レ通帳ハ各自之ヲ保管スル(金脱)

組合外ニ転居シタルトキ

モノトス

第十二条 積立金ハ左ノ場合ノ外払戻ヲナスコトヲ得ズ

不慮ノ災害ヲ被リタルトキ

スベシ

第十三条

Ξ 土地ヲ購入スルトキ

U 其他組合長ニ於テ止ムヲ得ズト認メタルトキ 積立金多額ニ上リタルトキハ決議ノ上産業資金融通ノ途

ヲ購スルコトヲ得

第十四条 ノハ組合長之ヲ戒飾シ努メテ善導シ反省ノ見込ナキトキハ組合員 組合員ニシテ分度ヲ踰へ驕者ヲ事トシ業務ヲ曠庶スルモ

ノ決議ニ依リ一切ノ交際ヲ絶ツコトアルベシ

第十五条 各組合ハ区長組合長ニ対シ協議上実費又ハ報酬ヲ付スル

則

コトヲ得

第十六条 本規約ノ前ヨリ貯蓄シ居ルモノハ此規約ヲ適用スルモノ

トス

第十七条 本規約ハ明治四十三年一月一日ヨリ施行ス

(=)

相原村納税組合規約准則

第 本組合ハ納税ノ義務ヲ全シ併テ納税者各自ノ時間ト手数ヲ

省クヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ何々納税組合ト称シ何大字〔小字〕又ハ戸数凡ソ

十戸内外ヲ以テ区域トス

本組合区域内ニ於テ新ニ納税義務ノ生ジタルモノアルトキ

第四条 ハ組合長本組合ノ旨趣ヲ説明シ加入セシムベシ 本組合ニ組合長一人ヲ置キ組合員中ヨリ之ヲ選挙スルモノ

第五条 トス 組合長ノ任期ハ二ケ年トシ名誉職トス但シ組合員ノ協議ニ

依リ事務ニ相当スル報酬又ハ実費ノ弁償ヲナスコトヲ得

第六条 及組長氏名ヲ村長ニ報告スベシ但シ更替ノ時モ亦同ジ(合殿) 組合ハ組合ヲ組織シ組合長ノ選任ヲ了リタルトキハ該規約

第七条 合員ニ配布シ且ツ納税ノ期日ヲ誤ラザル様注意スベシ 組合長ニ於テ納税ニ関スル令書ヲ受ケタルトキハ直之ヲ組

組合員前項ノ配布ヲ受ケタルトキハ速ニ納税ノ準備ヲナシ毎納期

前日迄ニ必ズ組合長へ送金スベシ

組合員ニ送付スベシ但シ取纒メタル税金ハ都合ニ依リ組合員ヲシ 組合長ハ前項ノ送金ヲ取纒メ之ヲ村役場へ納付シ其領収証書ハ各

テ輪番ニ納付セシムルコトヲ得

第八条 組合員中前項ノ送金ヲ怠ルモノアルトキ組合長ハ懇篤示諭

第九条 シ猶送金セザルトキハ之ヲ村長ニ報告スルモノトス 組合長ハ毎年一月組合総会ヲ開キ前年中ニ於ケル納税ノ成

セ

'サルコトヲ期スベシ然レバ互ニ反目争論等ノ事ナク長日月中欣喜

蹟ヲ報告シ又必要アルトキハ臨時開会スルコトヲ得但シ総会ハ組

合員三分ノ一以上出席スルニアラザレバ開会スルコトヲ得ズ 本組合ハ村長ノ監督ヲ受クルモノトス

第十二条 合ニ相当ノ表彰方ヲ村長ニ申請スルモノトス 本組合ハ時機ヲ計リ納税準備ノ為メ貯金ノ方法ヲ設クル

本組合ニ於テ年度内毎期完納シタルトキハ組合長ハ本組

モ

ノトス 付

則

第十四条 第十三条 ス 本規約ハ村長ノ承認ヲ経タル上明治四十三年度ヨリ施行 本組合ハ組合総会ニ於テ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得

第十五条 本規約ノ旨趣ヲ実行スルタメ組合長左ノ署名捺印ス

且ツ村長ノ承認ヲ経ルニアラザレバ更正スルコトヲ得ズ

(三)

明治三拾五年一月爰ニ共進組ハ生レタリ是即同志ノ集合体ニシテ実 、ルノ外別ニ共益ヲ計ル目的ナレバ始終創設ノ時ヲ各自ニ於テ忘却 |隣保猶親厚ナルコトヲ表セリ云ベシ乍去当組各自十分ノ生計ヲ立(ト院)

親蜜ノ中ニ其利益ヲ受タルヲ得ン是規約ノ前文ニ掲ケ一同連署以テ

紀念ト為ス所以也

明

治三拾五年一月拾五日

高座郡相原村橋本共進組

共進組規約書

第一 条 当組ヲ橋本共進組 ト称ス

第二条 当組合ハ畑地ヲ借受ケ桑園ト為シ共同力ヲ以テ之ヲ成育

シメ毎年之ヲ組合内又ハ組合外へ売却シ此収益ヲ以テ組合ニ報酬

ヲ受クルヲ目的トス

第三条 当組合ハ橋本横町組ニ置キ組頭ノ当選者ニ於テ其事務ヲ扱

フモノトス

第五条 第四条 ルコトヲ得之ヲ延長ス 当組合ハ同志者ヲ以テ会員トシ途中ヨリ入ルモノ又ハ退会 当組合ノ存去期間ハ設立ノ月ヨリ十ケ年間トス 協議ニヨリ但シ組合員

但シ代替リハ相続人ニ引継コト

セ

ントスルモノアルトキハ組合

一同

ノ協議ヲ以テ決スルコト

第六条 組頭一名 当組合ニ左ノ役員ヲ置ク 世話役三名

第七条 各弐ケ年トス 組頭及世話役選挙へ組合員投票ヲ以テ之ヲ選挙ス其任期ハ

第八条 組頭及世話役ハ桑園設計及耕作培養等ニ注意シ臨機組合員

第九条 ヨリ均 組頭報酬トシテ組合ヨリーケ分金壱円ヲ世話役ハ各五拾銭 一ニ出業セシメ及組合ニ係ル諸収支ヲ処理スル事

、贈ルコ

但シ毎年総会ノトキ加減スル事ヲ得

但シ其日時場所ハ組頭ヨリ一同へ通知ヲナスコト 当組合ハ毎年九月一回組合員総会ヲ開クモノトス

第拾壱条 帳簿ヲ示シ理由ヲ説明シ収支精算報告ヲナス事 総会ニ於テ組頭ハ其年内ニ係ル出勤簿及諸収入諸支出ノ

第十二条 当組合ノ利益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配ス但シ組合員半数

以上ノ議決ニヨル

配当金

何四

何円

積立金

第十三条 明治三拾五年一月拾五日当組合規約第十二条利益分配ノ

今組頭ノ名儀ヲ以テ左ノ如ク処理スルコトヲ得ルモノトス 方法ヲ尚利殖スルヲ目的トシ明治四拾弐年九月廿日総会ニ於テ自

郵便貯金ヲナス事

勧業債券ヲ買入ル事

公債証書ヲ買入ル事

(四)

福生会規約

今般有志者協議之上福生会ヲ設立シ各家経済基礎ヲ慮リ貯蓄金ヲナ シ将来ノ幸福ヲ目的トシ其法方ヲ設クルコト左

第一条 第二条 福生会年限ハ明治四拾四年九月弐拾九日ヲ満会トス 福生会江世話役六名ヲ置キ内壱名ヲ専務トス

第三条 キ毎年八会トス但シ初会ハ大門組合共同食器置場新築費トシテ掛 会日ハ毎月弐拾八日トス尤二、五、六、十二ノ四ケ月ヲ除

捨トシ落札金ハ後会渡シトス

第四条 **鬮数ハ七拾六本トシ掛金ハ実掛ケ壱本ニ付弐拾銭売掛ケハ**

金弐拾三銭トス

第五条 掛金ハ会日各自当番へ持参スルコ

第六条 当鬮者ハ抽籤ヲ以テ弐本当トス但シ当籤 ハ残リ鬮番 ジ前後

第七条 ヲ以テ当籤トス 壱本ノ当リ金額ハ金七円六拾銭トス其後ハ其会数ニ金三銭

ツヽヲ増

第八条 会場ハ当鬮者ノ宅ヲ当番トス

第九条 理ヲナシ即時解散スルモノトス 会場ハ各自番俟ヲ旨トシ世話役ハ当リ闡ヲ確認シ及帳簿整

但シ時宜ニヨリ智識交換ノ談ヲナスモ妨ナシ

第拾条 第拾一条 当闡者ハ本会ノ満期迄其金額ヲ世話役ニ委托スルモノトス 世話役ハ掛金ヲ取扱及ヒ委托セラレタル金額ハ規約貯金

トナシ毎会ノ翌日橋本郵便局江預入ル、モノトス 規約貯金通帳ハ各自保管シ必他人江預ケ又ハ貸渡ス事ヲ

第十三条 トヲ世話役及各会員ニ示スベシ 開会当日ハ必通帳ヲ其席江持参シ前条ニ違背セサリシコ

不得

第十四条 福生会満会之節ハ会員一同協議ノ上貯金ヲ継続スルカ又

或ル事業ニ活用スルモノトス

但シ不止得時機ニ至リタルトキハ悉皆貯金ヲ引出シ更ニ解散ス

付 則

コトヲ得

第十五条 、ルトキハ是迄掛来リタル金額ハ満会ノ節計算相渡スモノトス但 会員ニシテ会期中不止得事故出来掛金ヲ中止ノ申込アリ

アラザレバ是ニ応ズルコトヲ得ズ

シ掛金中止ノ申込ニ対シテハ会員過半数事実不止得ト認タル后ニ

第十六条 会期中持鬮ヲ他ニ売渡サントスル者ハ必会員中江相談ヲ

ナシ若買受人ナキトキハ会員外へ売渡スモ妨ナシ

明治参拾九年拾壱月起会

世話役 井 上 常 吉

阿 安 部 室 仙治郎 健太郎

小 林 助

安 室 繁太郎

(五)

規約貯金代表者

専務

"

吉

Ш

唯治郎

勤倹労働貯金組合規約

第一条 務ニ精励シ倹素ヲ旨トシ金品ノ貯蓄ヲ実行シ兼テ堅実ナル民風ヲ 本組合ハ組合員ノ資力ヲ増シ其福祉ヲ増進スル為メ平素業

養成スルヲ以テ目的トス

第二条

本組合ハ第一条ノ旨趣ヲ実行スル為メ相原村字何々ノ内組